第３　一般債権
１　遅延損害金及び利息の免除
一般債権のうち、特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金については、本協定の認可決定が確定した日に全額免除を受ける。
２　弁済及び放棄
⑴　清算株式会社は、本協定の認可決定確定後１か月以内に、一般債権者に対し、特別清算申立日時点の資産である1220万2762円から、公租公課、特別清算手続に必要な費用等を除いた残額である1125万1143円を、その債権額に応じて按分して弁済し、弁済時に一般債権額と弁済額の差額について免除を受ける。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は四捨五入とする。
⑶　前記⑴の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、一般債権者に対し、必要な費用を控除した残額を、その債権額に応じて按分して支払う。この場合、前項に基づく免除は、新たにされた弁済の限度で前項に基づく弁済時に遡って効力を失う。

以上

東京地方裁判所立川支部民事第４部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２７年（再）第５号
愛知県豊田市大坂町御堂前128番地３
再生債務者　エーアイテック株式会社
１　決議に付する計画案　平成27年12月21日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成28年２月26日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成28年２月19日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成28年２月12日
平成28年１月15日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続終結

平成２７年（再）第２６号
東京都渋谷区渋谷２丁目15番１号　渋谷クロスタワー
再生債務者　株式会社スカイウェイカントリー倶楽部
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成28年１月15日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再）第２号
岐阜県各務原市つつじが丘１丁目83番地
再生債務者　瀧本英一朗
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成28年１月13日　岐阜地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第３３号
北海道旭川市緑が丘東２条４丁目３番11号
再生債務者　小松　松雄
１　決定年月日時　平成28年１月15日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年２月12日まで
４　一般異議申述期間　平成28年２月26日から平成28年３月４日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（再イ）第１７号
山形市南原町１丁目７番19号
再生債務者　岡崎　敬二
１　決定年月日時　平成28年１月15日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年２月12日まで
４　一般異議申述期間　平成28年２月26日から平成28年３月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（再イ）第５１号
静岡県浜松市西区入野町16114番地の10　坂本マンションⅠ－３
再生債務者　岡部　昭彦
１　決定年月日時　平成28年１月15日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年２月12日まで
４　一般異議申述期間　平成28年２月22日から平成28年２月29日まで
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２７年（再イ）第４９９号
大阪市港区三先２丁目13番１号　ＡＴ　ＥＡＳＹ　801号
再生債務者　栗本　達也
１　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年２月12日まで
４　一般異議申述期間　平成28年２月15日から平成28年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再イ）第４号
大阪府茨木市郡５丁目14―12キャピタルグレイス503（住民票上の住所大阪府吹田市江坂町４丁目23番２―303号）
再生債務者　時吉　政一
１　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年２月12日まで
４　一般異議申述期間　平成28年２月15日から平成28年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再イ）第２０号
香川県香川郡直島町1124番地16
再生債務者　土井　　勉
１　決定年月日時　平成28年１月15日午後３時45分
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年２月12日まで
４　一般異議申述期間　平成28年２月26日から平成28年３月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（再イ）第３１４号
福岡県大野城市大池１丁目７番32号
再生債務者　木下あゆみ
１　決定年月日時　平成28年１月15日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年２月12日まで
４　一般異議申述期間　平成28年２月19日から平成28年２月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（再イ）第３２４号
福岡県筑紫野市針摺中央２丁目14番10―704号
再生債務者　冨永　利之
１　決定年月日時　平成28年１月15日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年２月12日まで
４　一般異議申述期間　平成28年２月19日から平成28年２月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（再イ）第３２７号
福岡県筑紫野市大字俗明院158番地　219号
再生債務者　松浪　正博
１　決定年月日時　平成28年１月15日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年２月12日まで
４　一般異議申述期間　平成28年２月19日から平成28年２月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（再イ）第３２９号
福岡県朝倉市柿原800番地１　サンパーク朝倉203号
再生債務者　浅野　幸浩（旧姓井上）
１　決定年月日時　平成28年１月14日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年２月12日まで
４　一般異議申述期間　平成28年２月19日から平成28年２月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再イ）第１号
福岡県糸島市志摩師吉911―54　プチポポロ寮102号室
再生債務者　松尾　郁弥
１　決定年月日時　平成28年１月15日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年２月12日まで
４　一般異議申述期間　平成28年２月19日から平成28年２月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再イ）第２号
福岡県朝倉郡筑前町下高場2184番地
再生債務者　徳田　純一
１　決定年月日時　平成28年１月14日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年２月12日まで
４　一般異議申述期間　平成28年２月19日から平成28年２月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部